

ホルムズ海峡における機雷掃海の必要性に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月十七日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎 正昭 殿

ホルムズ海峡における機雷掃海の必要性に関する再質問主意書

安全保障関連法案を審議する平成二十七年九月十四日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、安倍内閣総理大臣は、これまで国会において様々な議論があつたホルムズ海峡における機雷掃海について、従来の答弁より踏み込み「現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と答弁した。

この点について以下質問する。

一 これまで集団的自衛権の行使事例としてきた中東・ホルムズ海峡での敷設機雷の掃海については、政府は具体的に想定していないと理解してよいか。

二 安倍内閣総理大臣は、同時にホルムズ海峡における機雷掃海が「（武力行使の）新三要件に該当する場合があり得る」と答弁しているが、これは具体的には想定していないが、何らかの可能性があるというところか。

ホルムズ海峡の機雷掃海を具体的に想定していないにもかかわらず、「あり得る」とするのは、つまりところ「ある（想定している）」ということなのか、「ない（想定していない）」ということなのか、政

府の明確な見解を明らかにされたい。

右質問する。